

小国川漁業協同組合内共第 11 号第五種共同漁業権遊漁規則を第 8 条下表のとおり変更する。

第五種共同漁業権遊漁則改正新旧対照表

改正案				現 行			
(遊漁料の額)				(遊漁料の額)			
第 8 条 一般遊漁料の額は、次の表のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。また、遊漁者が中学生以下の者であるときは無料とし、 <u>高校生及び女性は次の表に掲げる 1 日の遊漁料の額に限り 2 分の 1 に相当する額とし</u> 、身体障害者（障害の級が 1 級から 3 級までに該当する者であり、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）のときは次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。				第 8 条 一般遊漁料の額は、次の表のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。また、遊漁者が中学生以下の者であるときは無料とし、身体障害者（障害の級が 1 級から 3 級までに該当する者であり、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）のときは次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。			
水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
うぐい（はや）、こい、うなぎ、やつめうなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、もくずかに	釣り、たも網、すくい網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕、かご、筒（もくずがにに限る。）	1 日	<u>1, 5 0 0 円</u>	うぐい（はや）、こい、うなぎ、やつめうなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、もくずかに	釣り、たも網、すくい網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕、かご、筒（もくずがにに限る。）	1 日	<u>1, 2 0 0 円</u>
		1 年	6, 0 0 0 円			1 年	6, 0 0 0 円
あゆ	どぶ釣り、友釣り	1 日	<u>2, 0 0 0 円</u>	あゆ	どぶ釣り、友釣り	1 日	<u>1, 8 0 0 円</u>
		2 日	<u>3, 6 0 0 円</u>			1 年	9, 0 0 0 円
		1 年	9, 0 0 0 円				

附則 この規則の変更は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。